

# 令和3（2021）年度後期分 神戸大学授業料免除 概要



学生支援課奨学支援グループ

2021年7月21日

# 1. 神戸大学授業料免除とは？

- 授業料を全額またはその一部が免除される経済的支援
- 返還の義務はない

参考：2020年度

	申請者数	全額免除	半額免除
前期分	1, 810人	1, 016人	636人
後期分	1, 778人	1, 035人	625人

## 2. 申請資格

学部・大学院の正規学生で、以下の①～③のいずれかに該当する者

- ① 経済的理由により授業料納付が困難であり、かつ学業成績が優秀と認められる者
- ② 授業料納期前6ヶ月以内に、主たる家計支持者が死亡したことにより授業料納付が困難である者
- ③ 授業料納期前6ヶ月以内に、本人または主たる家計支持者が風水害等の被害を受けたことにより授業料納付が困難である者

## 【学部生及び乗船実習科生】

2019年度において神戸大学授業料免除の支援を受けた者で、かつ、原則、2020年度から実施された「高等教育の修学支援新制度」（以下、「新制度」という。）に採用された者、または2021年度秋の在学採用を申請する予定の者（または、家計急変採用を申請中の者）。

ただし、新制度の支援対象とならないことが明らかである場合は、新制度の申請は不要。

例：3浪以上、学士編入（医学科等）、留学生、乗船実習科生、  
新制度の所得要件を上回るため新制度に申請できない者 等

# 選考の対象外となる場合

- 在籍期間が修業年限を超えて在学している場合  
※病気休学、留学（休学を伴う）など特別な事情があると認められる場合は除く。ただし、理由書の提出が必要。
- 不足書類を期限までに提出しなかった場合
- 既に後期分授業料を納付した場合
- 当該学期中に休学期間がある場合
- 新制度対象の学部学生で、新制度の申請を行わなかった場合

## 3. 申請方法

- 郵送による申請 (海外からの郵送は不可)
- 本人が申請できない場合 (一時帰国・留学 等)  
→日本にいる代理者による代理申請
- 必要書類を揃えて郵送

※ 家族の状況を正確に把握したうえで申請してください。

※ 『申請のしおり』と「チェックシート」をよく理解したうえで、不足書類や記入不備（不可避であるものを除く）が発生しないように十分注意してください。

## 4. 申請時期

■ 年に2回、半期ごとに申請（一括申請は無い）

■ 前期分：春休み

- 在学生 : 2月上旬～3月上旬〔予定〕
- 新生（内部進学者含む） : 3月下旬～4月上旬〔予定〕

■ 後期分：夏休み

- 在学生 : 8月中旬～9月上旬〔予定〕
- 新生（内部進学者含む） : 9月下旬～10月上旬〔予定〕

# 結果通知の確認方法（うりぼーネット）



●詳細を参照するには「ジャンル」をクリックしてください。

ジャンル	件数
授業掲示板	-
授業	0件
お知らせ掲示板	-
学生呼び出し/お知らせ	6件
行事案内	1件
お知らせ	19件
緊急連絡	1件

「令和3（2021）年度後期分 神戸大学授業料免除申請結果について」というメッセージを選択

# 結果通知後の手続き（例）

- 全額免除 → 特になし
- 半額免除 → 所定の振替日に授業料半額分を口座振替
- 不許可 → 所定の振替日に授業料全額分を口座振替

振替日は結果通知書に記載

# 学部生（2019年度以前入学者）の 授業料免除について

「新制度」による授業料減免と、従来より大学独自で行っている「神戸大学授業料免除」（以下、「旧制度」という）は、異なる授業料免除の制度です。

学部生は、原則、新制度での支援に移行しています。

学部生における旧制度は、経過措置として実施しているため要件を満たす学生のみ申請することができます。

旧制度の申請は任意ですが、学部生が旧制度に申請する場合は、一部を除き原則新制度もあわせて申請することが必要です。

なお、両制度に申請した場合、「新制度の授業料減免区分」と「旧制度の授業料免除区分」を比較し、別表のとおり、より免除（減免）額の高い方による支援が決定されます。

新制度の 支援区分	旧制度の 免除区分	免除額
第Ⅰ区分 (満額の支援)	全額免除	全額 (注2)
	半額免除	
	不許可	
第Ⅱ区分 (満額の2/3の支援)	全額免除	全額 (注1)
	半額免除	2 / 3 (注2)
	不許可	
第Ⅲ区分 (満額の1/3の支援)	全額免除	全額 (注1)
	半額免除	半額 (注1)
	不許可	1 / 3 (注2)

(注1) 旧制度による免除額が新制度による減免額を上回る場合

決定した免除額のうち、新制度による減免額相当分は新制度により支弁されることとなります。

よって、学期の途中であっても新制度が停止・廃止となった場合は、新制度による減免額相当分の支払いが必要になります。

(注2) 新制度による減免額が旧制度による免除額を上回る場合

授業料の減免が全て新制度により支弁されることとなり、経過措置としての旧制度は申請取下げとなります。

よって、学期の途中であっても新制度が停止・廃止となった場合は、授業料の支払いが必要になります。

# 5. 審査の流れ

## 第1段階

学力基準を満たすかの審査（学部生のみ）

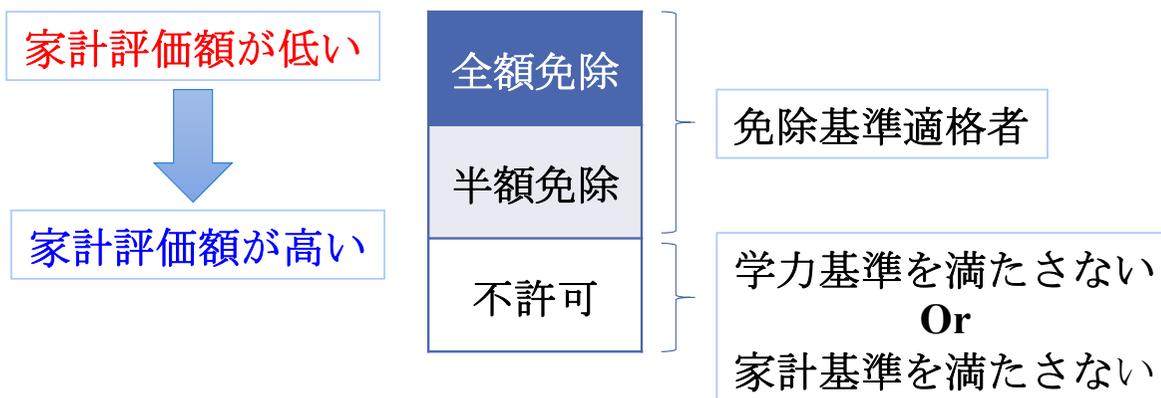
## 第2段階

- ① 各申請者の家計評価額の算出
- ② 半額免除・全額免除の家計基準額と照合

## 第3段階

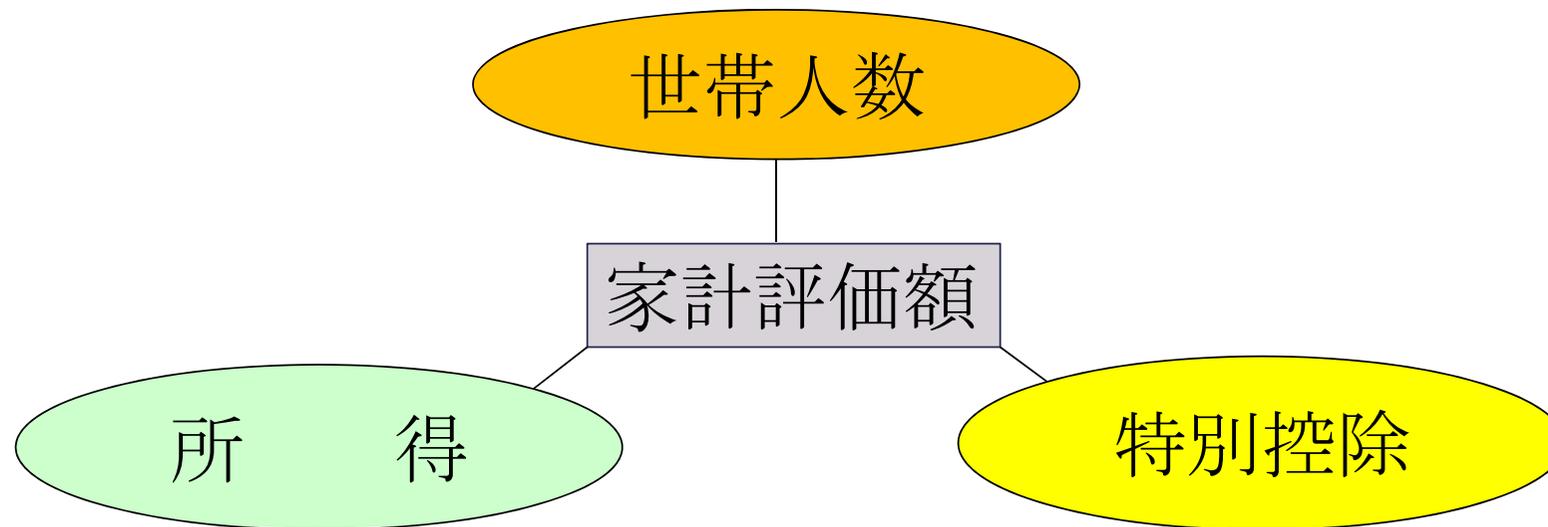
家計評価額での順位づけ

# 免除判定



- ① 学力基準及び家計基準を満たしているかを判別。
- ② 免除基準適合者と不許可者に分ける。
- ③ 予算の範囲内で半額免除基準適合者を「半額免除」に決定。
- ④ ③実施後の予算の残高に応じて上位から順に「半額免除」から「全額免除」に変更

# 家計評価額の算定のポイント



$$\text{家計評価額} = (\text{総所得金額}) - (\text{特別控除額}) - (\text{世帯人数に応じた基準額})$$

# 世帯人数の算入対象【一般学生区分】

- 家計支持者（原則父母）
- 本人
- 就学者である兄弟姉妹
- 未就学児の弟妹
- 20歳未満で障害のある者

世帯員

## 世帯人数の算入対象【独立生計区分】

- 本人
- 配偶者
- 子

世帯員

## 世帯人数の算入対象【留学生区分】

- 本人
- 配偶者（日本国内に限る）
- 子（日本国内に限る）

世帯員

# 所得の算入対象【一般学生区分】

- 家計支持者は父母の2名のみ
- 父母のいずれか一方しかいない場合は片方1名のみ
- 父母が両方いない場合は代わって家計を支持している者のうち、1名  
(例：祖父母、就学者以外の兄弟姉妹)

## 6. 提出書類

### ① 授業料免除申請書

世帯員全員の氏名や家計支持者の所得等について記載  
後期は、10月1日時点の状況を記入

全員提出

### ② 家計支持者全員の課税（非課税）証明書

2021年7月以降発行の原本のみ

所得の内訳が記載されていない場合は所得証明書も添付

前期分申請時：2019年の内容（一昨年の分でよい）

後期分申請時：2020年の内容

全員提出

### ③ 奨学金受給状況申立書（様式3）

「留学生区分」、「独立生計区分」の場合に提出  
（一般学生区分は提出不要）

- 奨学金受給歴の有無にかかわらず、提出が必要
- 受給歴「有」又は受給が決定した場合は添付書類も必要

留学生区分  
独立生計区分  
のみ

### ④ 世帯収入状況申立書（様式4）

- 家計支持者及び本人の収入について、詳細に記載
- 申請書と記載内容を合わせること
- 10月1日時点で退職（予定を含む）の職場は記載しない

全員提出

## ⑤ 申請区分ごとのチェックシート

- 質問形式により必要な書類の準備が可能
- 申請書と併せて提出し、申請者も家庭の事情を正確に把握
- 申請書とチェックシート的一方でも無い場合は受付不可

全員提出

「はい」と回答した項目では、対応する提出書類が必要

⑥ 家計支持者の所得に関する添付書類（コピー可）

源泉徴収票（様式15に添付して提出）、  
給与支払（見込）証明書（様式2）、  
雇用保険受給資格者証（第1面～第4面）、確定申告書（控）、  
自営業開業に係る所得申立書（様式13） 等

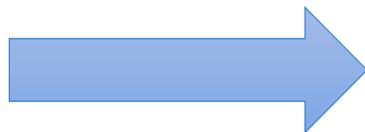


家計支持者の収入源項目によって提出書類が異なる！！  
詳しくは「提出書類チェックシート」を参照

⑦ 特別控除に関する書類（コピー可）

母子・父子世帯申立書（様式5）、世帯員の障害者手帳、  
在学状況証明書類添付用紙（様式6）、  
長期療養関係書類（様式7）、風水害関係書類（様式14）

等



世帯の事情によって控除できるものが異なる！！  
詳しくは「提出書類チェックシート」を参照

## 7. 申請書の記入について

- 申請書は必ずボールペンで（消えるボールペンは不可）
- 連絡先は必ず連絡のつくものを記入
- 記入内容は全て **10月1日時点**

（注意） 申請書に虚偽の記載をした場合は「不許可」

※ 記入・提出等要領を守らない場合、家計審査で申請者の不利益となることがあります。

## 授業料免除（徴収猶予）申請書

2021年 月 日提出

★該当するものをチェック

- 一般学生区分で申請
- 留学生区分で申請
- 独立生計区分で申請
- 修業年限超過で申請

①

- 大学院生(学年:新 年)
- 学部生(学年:新 年)

②

★学部学生(3年生以上の申請対象者)は、以下の該当するものを必ずチェック

【修学支援新制度の申請・採用状況の有無】

★「有」を選択の場合、採用済か、申請中・申請予定か、いずれかチェック

有 → [  採用“済” ・  申請中(家計急変) 又は 申請予定(春 又は 秋採用) ]

無 →  申請対象外のため (対象外の理由: )

★「無」を選択の場合はその理由

日本学生支援機構の進学資金シミュレータで家計が新制度の対象を超えるため

その他 (理由: )

③

- ① 必ず該当する申請区分にチェックしてください。  
修業年限を超えている場合は、必ず「修業年限超過で申請」をチェックしてください。
- ② 大学院生か学部生のいずれかをチェックし、学年を記入してください。
- ③ 学部生は、新制度の申請・採用状況（予定を含む）について、いずれかをチェックしてください。  
なお、「有」の場合は、「採用“済”」または「申請中（家計急変）又は申請予定（春（または秋）採用）」のどちらかをチェックしてください。  
また、「無」の場合は、その理由を必ず記載してください。  
このチェック欄で、「有」で「申請中（家計急変）又は申請予定（春又は秋採用）」をチェック、または「無」で「日本学生支援機構の～」をチェックした場合は、日本学生支援機構の進学資金シミュレータの結果を印刷したものを必ず提出してください。

# ① 本人及び配偶者

## ■ 本人及び配偶者の奨学金・所得等について記入

- 10月1日時点での勤務先のみ

(9月30日までに退職を予定している場合は、様式9と添付書類を提出)

- 2021年度分奨学金は受給確定分のみ

## ■ 所得の種類ごとに金額を記入

- 「給与所得」と「給与外所得」に分別

# 所得の種類

給与所得として算入	給与外所得として算入
俸給、給料、賞与、年金、恩給、雇用保険失業給付金、生活保護による扶助料、傷病手当金	商業、工業、林業、水産業、農業、開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、株式譲渡益、退職金 雑所得（利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚・知人からの援助等）

「申請のしおり」より抜粋

- 「給与収入」と「給与外所得」は種類別に合算
- 申請書には所得を種類別に正確に記入

# 所得の見方（給与収入）

## ■ 源泉徴収票

給与所得の源泉徴収票										
支払 を受け る者	住所 又は 居所	東京都千代田区霞が関3-1-1 霞が関マンション501号			(受給者番号)					
					(役職名) 経理課長					
					氏名 (フリガナ) コクゼイ タロウ 国税 太郎					
種別	支払金額			給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額		
給料・賞与	内	千	円	千	円	千	円	内	千	円
	6	847	500	4	962	750	4	569	846	0
(源泉控除対象配偶者)			(配偶者(扶養)別)			控除対象扶養親族の数		16歳未満	障害者の数	

[国税庁HPより抜粋]

申請者は、赤丸を給与収入として申請（千円単位）

参考：上記の例では、給与所得に換算すると426万円に相当（奨学支援Gで計算します。）

# 所得の見方（給与外所得）

## ■ 確定申告書

所得金額	事業等	①	5000000
	農業	②	
	不動産	③	7700000
	利子	④	
	配当	⑤	500000
	給与	⑥	6765000
	雑	⑦	704200
	総合譲渡・一時 ⑦+[(③+④)×1/2]	⑧	1870000
	合計	⑨	21539200

申請者は、赤丸を  
給与外所得として申請  
(千円単位)

[国税庁HPより抜粋]

## ② 就学者を除く家族 (家計支持者及び未就学児)

- 家計支持者と20歳未満の障害のある方の所得について記入
  - 10月1日時点である所得のみ
  - 9月30日までに退職を予定している場合は、様式9と添付書類を提出
- 金額は所得の添付書類を参考に  
(金額の詳細な書き方は、しおりに記載)

## ③ 世帯資産

■ 家計支持者（父母）とその他（本人、配偶者等）の資産額（貯金 等）を記入

※ 世帯資産の合計が2000万円以上の場合は、申請できません。  
（家計支持者が1人の場合は、1250万円以上）

※ 未記入の場合は、2000万円以上あるものとみなし、申請対象外となります。

※ 近年に多額の退職金や保険金等を受領した場合は、これを適切に資産に計上してください。

※ 資産に関する証票類の提出は原則不要ですが、場合によって証票類の提出を求めています。

## ④ 就学者の在学状況

- 小学生以上の学生について記入
  - 全項目を漏れなく省略せず記入
  - 受験等で進学先が未定の場合は、在学学校名欄に「進学予定」と記入
- 高校生以上の学生は様式6と学生証のコピー

## ⑤ 収入状況

- 該当する収入項目について詳細を記入

## ⑥ 臨時所得 (2021年4月～2021年9月末)

- 上記期間内に「有」の場合は詳細について記入

臨時所得が9月末までに発生した場合は申請後でも申し出る！

以下の3項目が分かる添付書類を提出

- 発生日 : 事由が発生した日
- 受領日 : 入金があった日
- 受領金額 : 口座等に入金があった金額

## ⑦ 障害関係

### ■ 障害者控除

- 世帯員が心身障害又は要介護3以上

### ■ 長期療養控除

- 世帯員が6ヶ月以上の療養を必要（予定を含む）
- 自己負担額が6ヶ月以上で5万円以上に限定

## ⑧ 災害（申請前1年以内に起きたもの）

### ■ 算定された被害額

- 罹災証明書
- 被害状況報告書（様式14）
- 当該期間内の領収書、見積書、保険金の通知書等  
（2021年4月～2021年9月発行のものが対象）

※ 激甚災害の被害による修繕を〔2021年4月～2021年9月〕に行った場合は、控除対象とすることができます。

激甚災害については、下記の内閣府ホームページで確認してください。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/list.html>

# 申請書 2 枚目

- 家庭事情は、1枚目の内容に即して詳細に記入
- 新生は、最終学歴の記入
- 在学学生は、休学・留学歴の記入
- 神戸大学での授業料免除状況欄の記入
  - ※ 学部生は前回結果に加え、申請要件となる2019年度の結果も記入。  
大学院生は前回結果のみ記入。

## 8. 家計基準（半額免除）

家族構成：5名

父：自営 300万円／年

母：給与 220万円／年

本人：自宅通学

妹：中学生

弟：高校生

家族構成：2名（母子世帯）

父：死亡

母：給与 470万円／年

本人：自宅通学

※ あくまでも参考です。（申請のしおりを参照）

## 8. 家計基準（不許可）

家族構成：3名

父：給与 520万円／年  
母：給与 330万円／年  
本人：学部学生自宅通学

家族構成：4名

父：給与 770万円／年  
母：給与 170万円／年  
本人：学部学生自宅通学  
弟：高校生

※ あくまでも参考です。（申請のしおりを参照）

# 家計急変による申請 (学部生・乗船実習科生のみ)

学部生及び乗船実習科生のうち、風水害等の災害や、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、令和3（2021）年度後期分授業料の納付が困難になった学生は、神戸大学授業料免除（家計急変）に申請ができます。

## 【申請資格】

学部生のうち3浪以上の者・学士編入（医学科等）の者・留学生及び乗船実習科生で、次のいずれかに該当する者

- 授業料納期前6ヶ月以内に、本人または主たる家計支持者が風水害等の被害を受けたことにより授業料納付が困難である者
- 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変（収入が減少）したことにより授業料納付が困難である者

※ 家計急変による申請であっても、通常の申請と同じ審査のうえで免除判定を行いますので、必ずしも免除となるわけではありません。

# 9. 継続申請について（後期分申請のみ）

2021年度 後期 神戸大学授業料免除 継続申請書（継続申請者用）

年 月 日

神戸大学長 殿

2021年度 後期分神戸大学授業料免除(免除の決定があるまでの徴収猶予)について、下記の通り相違ありませんので、必要書類等の添付を省略し、申請いたします。

記

前回、2021年度 前期分神戸大学授業料免除の申請時と家族構成、就学状況、家計状況等に  
変更がなく、現在も状況は継続しております。

なお、申請書及び証明書等が虚偽の事実に基づくものであることが判明した場合、授業料免除を  
取り消されても異議の申し立てはいたしません。

○申請者

所 属 \_\_\_\_\_ 学 部 \_\_\_\_\_  
研究科 \_\_\_\_\_

(修士/博士前期・博士/博士後期・専門職(法科・MBA))

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名(署名) \_\_\_\_\_

連絡先(携帯) \_\_\_\_\_

2021年度 前期の神戸大学授業料免除結果( 全額免除 半額免除 不許可 ) \_\_\_\_\_

※ 以下に家計支持者の方が必ず署名してください。署名が無い場合や家計支持者の  
方以外が署名された申請書は受理しません。(申請者が独立生計者又は私費留  
学生の場合、以下の欄を記入する必要はありません。)

○家計支持者(申請者との続柄 \_\_\_\_\_)

氏 名(署名) \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

※ 次ページの「神戸大学授業料免除 継続申請用 チェックシート」に☑(チェック)を  
記入し、必ず一揃に提出してください。(申請書とチェックシートの方でもない場合は受理でき  
ません。)

←継続申請書

チェックシート  
継続申請用→

※ 継続申請ができる  
条件に注意。

※ 申請期間に注意。

2021年度 後期 神戸大学授業料免除 継続申請用 チェックシート(継続申請者用)

各申請区分の項目を全て満たす方のみ後期分の継続申請をすることができます。

継続申請を希望の方は、以下の項目を申請前に確認し、☑(チェック)を記入後、提出してください。

※ 一般学生区分・留学生区分・独立生計区分 のいずれか申請する区分のチェック項目にのみ、☑を記入ください。

※ 内容を確認し、改めて新規申請での提出をお願いします。学生支援部長学芸グループ(Tel:078-303-5431、  
mail:ststnt-shosokushin@office.kobe-u.ac.jp)からの連絡には応答できない状態にしてください。また、下記項目以外の  
変化等で相違がある場合の問い合わせ先も同上の連絡先となります。

【一般学生区分 ※】

- 2021年度前期分神戸大学授業料免除を申請済である。  
(同年度前期分神戸大学授業料免除を申請していない方は新規申請が必要です。)
- 2020年10月1日～2021年9月30日に臨時所得(G退職金・保険金・資産譲渡等)がなかった。  
(臨時所得が過去1年間にあれば新規申請が必要です。新型コロナウイルス対策の各種給付金(※)による  
特別定額給付金や、学びの継続のための学生支援緊急給付金等)は臨時所得に含める必要はありません。)
- 就学者以外の世帯員の収入状況に変化がない。  
(前期分申請から2021年10月1日までに所得増、退職、就職等があれば新規申請が必要です。ただし、一時的  
な収入減少などである場合は継続申請できますので、継続申請とする場合はこの項目には☑(チェック)を記  
入してください。その場合は、前期申請時の収入で判定を行います。)
- 世帯員となる家族人数に変化がない。  
(兄弟姉妹等の家族の独立・死亡・離婚等が、前期申請以降にあれば新規申請が必要です。)
- 申請者本人、兄弟等の在学状況、通学区分に変化がない。  
(兄弟の通学区分変更・入学・退学等が前期申請以降にあれば新規申請が必要です。)
- 世帯員の障害者人数、長期療養状況に変化がない。  
(療養状況等の変更が前期申請以降あれば新規申請が必要です。)

【留学生区分・独立生計区分 ※】

- 2021年度神戸大学前期分授業料免除を申請済である。  
(同年度神戸大学前期分授業料免除申請をしていない方は新規申請が必要です。)
- 2021年度から新たに奨学金の受給を開始した奨学金がない。  
(4月以降に新たに奨学金の受給を開始した方は新規申請が必要です。ただし、2021年度前期申請時に、4月  
以降に受給する奨学金についても記載のうえで申請している場合には、継続申請で構いませんので、その  
場合はこの項目には☑(チェック)を記入してください。)
- 申請者本人・配偶者の収入状況に変化がない。  
(アルバイトを含めて退職・就職等が前期申請以降にあれば新規申請が必要です。ただし、退職・就職で  
なく、一時的な収入減少などである場合は継続申請できますので、継続申請とする場合はこの項目には  
☑(チェック)を記入してください。その場合は、前期申請時の収入で判定を行います。)
- 日本国内で同居する家族人数に変化がない。  
(結婚・出産等が前期申請以降あれば新規申請が必要です。)
- 配偶者の在学状況に変化がない。  
(前期申請以降に配偶者が卒業・修了した場合は新規申請が必要です。)
- 前期分申請時から住所の変更がない。  
(4月以降に遷居・入寮等、引っ越しをした方は新規申請が必要です。ただし、4月に引っ越しとなった  
場合でも、2021年度前期申請時に、既に引っ越し先が確定しており、当該変更・家族を記載のうえで申請  
している場合には、継続申請で構いませんので、その場合はこの項目には☑(チェック)を記入してください。)
- 2020年10月1日～2021年9月30日に臨時所得(G退職金・保険金・資産譲渡等)がなかった。  
(臨時所得が過去1年間にあれば新規申請が必要です。新型コロナウイルス対策の各種給付金(※)による  
特別定額給付金や、学びの継続のための学生支援緊急給付金等)は臨時所得に含める必要はありません。)

# 10. 問い合わせ先

※問い合わせは、ホームページの内容及び『申請のしおり』と、チェックシートで該当する様式の説明文をよく読んでから行ってください。

神戸大学授業料免除について質問がある場合は、メールで問合せください。  
なお、問い合わせの際は、メール本文に下記事項を必ず明記してください。

- 学部名または研究科名
- 学籍番号
- 氏名

学生支援課奨学支援グループ（免除担当）

メールアドレス：[stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp](mailto:stdnt-shogakushien@office.kobe-u.ac.jp)